

市役所などでの手続き

# 引っ越しの準備はお済みですか

市役所などでの手続きはお早め！

## 市民課での手続き

### 住民登録（転出手続き）

市民課または各支所市民福祉課で手続きをして、「転出証明書」を受け取ってください。

新住所に転入後、14日以内に転入先の市区町村役場で転入手続きをしてください。

### 【持参するもの】

- ・運転免許証など本人確認できるもの
- ・認め印

※代理人の場合は、委任状が必要です。

住民基本台帳カードを持っている人は、新しい住所地の市区町村役場でカードを提示すれば転入手続きができますが、事前に市民課または各支所市民福祉課へ「付記転出届」（様式任意）を提出してください。

### 【付記転出届の必要事項】

- ・申請者の住所、氏名、押印、電話番号（昼間の連絡先）
  - ・異動（転出）年月日
  - ・新住所、世帯主名
  - ・旧住所、世帯主名
  - ・異動した人の氏名、住民票コード
- ※住民票コードが分からない場合は、必ず生年月日と性別を記載してください。

なおカードは、転入手続きの際に転入先の市区町村役場で回収されます。

### 印鑑登録

転出すると大洲市で作った「印鑑登録証」は使用できなくなります。登録証を市民課または各支所市民福祉課に返却し、転入先で新たに申請してください。

### 国民健康保険証

転出手続きの際に保険証を返却し、転入先で新たに健康保険の手続きをしてください。

### 国民年金

転入先で年金手帳を提示して、住所変更の手続きをしてください。

### 【問い合わせ先】

- 市民課市民第1〜第4係 ☎24 1710（直通）
- 長浜支所市民福祉課 ☎62 1113（直通）
- 肱川支所市民福祉課 ☎34 2331（直通）
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2113（直通）

## 税務課での手続き

### 原動機付自転車を所有している人

原動機付自転車を所有している人は、住所変更の手続きをしてください。

### 【持参するもの】（廃車手続き）

- ・大洲市の標識
- ・大洲市の標識交付証明書
- ・所有者と届出者の認め印

### 【持参するもの】

- ・大洲市の標識
- ・大洲市の標識交付証明書
- ・所有者と届出者の認め印

### （大洲市役所で廃車し、転入先で登録する場合）

税務課または各支所総務課で廃車手続きをして「廃車証明書」を受け取ってください。その後、転入先の市区町村役場などで標識の交付を受

けてください。

### 【持参するもの】（廃車手続き）

- ・大洲市の標識
- ・大洲市の標識交付証明書
- ・所有者と届出者の認め印

### 【持参するもの】（標識の交付）

- ・大洲市の「廃車証明書」
  - ・所有者と届出者の認め印
- ※原動機付自転車の取り扱いをしない市区町村役場がありますので、事前に転入先の市区町村役場へ問い合わせ、手続き方法の確認をしてください。

### 【問い合わせ先】

- 税務課収納係 ☎24 2111（内線125）
- 長浜支所総務課 ☎62 1111（内線15）
- 肱川支所総務課 ☎34 2311（内線111・212）
- 河辺支所総務課 ☎39 2111（内線114）

## 教育委員会での手続き

### 小・中学校の転校手続き

住民異動届出（転出手続きなど）が済み次第、学校教育課または各支所の担当部署にご相談ください。

市外の小・中学校に転校する場合は、在学中の学校で「在学証明書」などの書類を受け取り、転入先の小・

中学校に提出してください。

### 【問い合わせ先】

- 教育委員会学校教育課 ☎24 1733（直通）
- 長浜支所生涯学習課 ☎62 1115（直通）
- 肱川公民館 ☎34 2307（直通）
- 河辺公民館 ☎39 2551（直通）

## 市役所などでの手続き

### 保険環境課での手続き

#### 後期高齢者医療被保険者証

保険環境課または各支所市民福祉課で手続きをし、被保険者証を返却してください。その後、転入先で新たに手続きをしてください。

#### 医療費給付の受給資格者証

母子家庭、乳幼児、重度心身障害

### 社会福祉課での手続き

#### 子ども手当

転出予定日で大洲市での受給資格が消滅するので、「受給事由消滅届」を社会福祉課子育て支援室または各支所市民福祉課へ提出してください。その後、転出予定日の翌日から15日以内に転入先で新たに手続きをしてください。

転入手続きだけでは手当は支給されませんので、ご注意ください。

#### 障害者福祉関係

障害福祉サービス受給者証を持っている人は、転出前に社会福祉課へご連絡ください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

者医療費の受給資格者証は、保険環境課または各支所市民福祉課に返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

#### 【問い合わせ先】

保険環境課高齢者医療係

☎24 2111 (内線156・157)

長浜支所市民福祉課

☎52 1114 (直通)

脇川支所市民福祉課

☎34 2331 (直通)

河辺支所市民福祉課

☎39 2113 (直通)

は、転入先の福祉事務所などで住所変更の手続きをしてください。

また、特別児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、福祉手当受給者、心身障害者扶養共済加入者、自立支援医療費(精神通院・更生医療)受給者などについても同様に転入先の福祉事務所などで所定の手続きを行ってください。

#### 【問い合わせ先】

社会福祉課子育て支援室(子ども手当)

☎24 5718 (直通)

社会福祉課障害福祉係(障害者福祉関係)

☎24 2111

(内線161・172・173)

長浜支所市民福祉課

☎52 1113 (直通)

脇川支所市民福祉課

☎34 2347 (直通)

河辺支所市民福祉課

☎39 2113 (直通)

### 高齢福祉課での手続き

#### 介護保険

65歳以上の人、40歳〜64歳の人で要介護認定を受けている人は、介護保険被保険者証を高齡福祉課または各支所市民福祉課へ返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

#### 【問い合わせ先】

高齡福祉課管理係

☎24 2111 (内線170)

長浜支所市民福祉課

☎52 1114 (直通)

脇川支所市民福祉課

☎34 2347 (直通)

河辺支所市民福祉課

☎39 2113 (直通)

### 市役所以外での手続き

#### 運転免許証

転入先の警察署で住所変更手続きをしてください。

#### 自動車を所有している人

陸運事務所登録変更手続きをしてください。

#### 軽自動車・ボートトレーラーおよびフルトレーラーを所有している人

軽自動車検査協会愛媛事務所へお問い合わせください。

☎089・975・6730

テレホン案内

☎089・960・1395

#### 二輪車・二輪小型自動車を所有している人

愛媛運輸支局へお問い合わせください。

☎050・5540・2076

#### 郵便物

最寄りの郵便局へ転居届を出しておくと、1年間は転居先に郵便物を転送してもらえます。

#### その他

銀行、電気、ガス、電話などの変更や廃止手続きも忘れないようにしましょう。(上下水道の手続きは、14ページに記載)

## 引っ越しなどに伴う上下水道のお届けについて

# 引っ越しなどでの上下水道のお届けはお早めに！

### 引っ越しなどで転居される場合

引っ越しなどで上下水道の使用を中止する場合、検針日から転居までの料金は、一定期間を過ぎて算定するため、転居後の請求となります。

検針日からの経過日数によっては、転居後2か月分の請求になる場合がありますので、ご承知ください。

例 偶数月検針地区で4月14日に検針を終えた使用者が、5月30日に転居した場合

4月14日の検針により、すでに4月分と5月分の使用料金が算定されているため、4月15日～5月30日の46日分は、6月分（7月請求）と7月分（8月請求）として料金を算定します。

### ◆ お願い ◆

「引っ越しなどにより上下水道の使用を中止する場合」

4～5日前までに水道課にご連絡ください。

もし、ご連絡がなければ、使用していただくも上下水道料金を請求させていただきます。

### 新しく上下水道を使い始める場合

引っ越しや新築などで新しく上下水道の使用を開始する場合、3月～4月にかけては混み合いますので、使い始める7日くらい前までに、水道課にご連絡ください。

連絡がない場合には、使用時に水がない場合がありますので、ご協力をお願いします。

### 【問い合わせ先】

水道課

☎243753（直通）

### 上下水道料金の支払いは

### 便利な口座振替で

仕事などで、料金の支払いに金融機関などに行くことが難しい人は、便利な口座振替をご利用ください。

なお、口座振替の申し込みは、取り引きのある金融機関窓口などでお手続きください。

### 水漏れの見つけかた

水道メーターは、水道料金確定のための検針以外に、家の水漏れや使用水量のチェックにも役立ちます。

水道メーターで  
自宅の水漏れが確認できます！

お宅に取り付けてある水道の蛇口などを全部閉めた状態で、水道メーターのパイロット（メーター写真指示部分参照）が回っていれば、宅内側で水漏れをしている可能性があります。

水漏れを発見したら、早急に大洲市指定の給水装置工事業者に修繕の依頼を行ってください。



▲水道メーター写真

平成23年産米の生産調整

# 平成23年産米の生産調整と 米戸別所得補償制度について

・大洲市の水稲作付配分数量（面積）について

配分数量（面積）	平成22年産	平成23年産
		744ha

平成22年産は、大洲市内への作付目標面積の範囲内で水稲作付が実施されたため、すべての農家が戸別所得補償の対象となりました。

平成23年産は、昨年度の作付実績を下回る配分数量（転作強化）となるため、**作付目標面積に沿った作付をしていただかないと米戸別所得補償（15,000円/10a）の対象となりません。**

【問い合わせ先】

農林水産課農政係 ☎24-2111（内線223・224）

・米の生産調整について（例）

平成22年産の水稲作付

作付目標面積	水稲作付面積
105 a	102 a

←作付目標面積範囲内のため対象

平成23年産の水稲作付

作付目標面積	水稲作付面積
100 a	98 a
100 a	102 a

例1

←作付目標面積範囲内のため対象

例2

←作付目標面積を超えるため対象外

※例2のような作付は、米戸別所得補償対象になりませんのでご注意ください。

## 年金に関する お問い合わせはこちらへ！

①「ねんきん定期便」および「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせ

○ねんきん定期便専用ダイヤル

☎0570-058-555（ナビダイヤル）

☎03-6700-1144（IP電話・PHS）

○受付時間…月～金曜日 午前9時～午後8時  
第2土曜日 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始は利用できません。

②一般的な年金相談に関するお問い合わせ

○ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

☎03-6700-1165（IP電話・PHS）

○受付時間…月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※ただし、月曜日（休日明けの初日）は午後7時まで受付延長。  
祝日、年末年始は利用できません。

※ご利用にあたっての注意

- ・お電話をいただく際には、基礎年金番号または年金証書番号をお知らせください。
- ・ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金で利用できます。ただし、携帯電話からの場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・IP電話・PHS用電話の通話料金は、通常の通話料金がかかります。

## 松山自動車道 夜間通行止めの お知らせ

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、詳細はNEXCO西日本のホームページまたは各サービスエリア、パーキングエリアなどに設置しているリーフレットをご覧ください。

【松山IC～大洲IC間（4夜間）】

規制日時：4月4日(月)・5日(火)

6日(水)・7日(木)

午後8時～翌午前6時

迂回路：県道伊予川内線および国道56号

【大洲北只IC～

西予宇和IC間（2夜間）】

規制日時：5月10日(火)・11日(水)

午後8時～翌午前6時

迂回路：国道56号

【問い合わせ先】

西日本高速道路(株)四国支社

愛媛高速道路事務所

☎089-905-0181